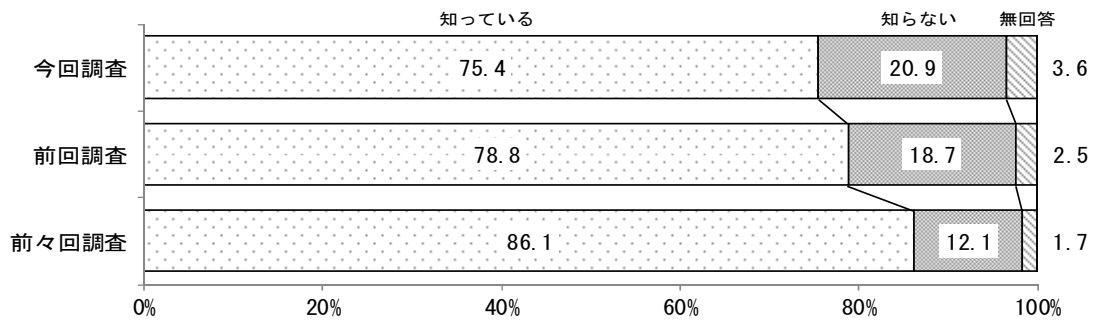


「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋）

次のデータは、本基本方針で引用している「人権に関する県民意識調査」の結果を一部抜粋したものです。
 「今回調査」は平成 29（2017）年度に、「前回調査」は平成 24（2012）年度に、「前々回調査」は平成 14（2002）年度に実施したものです。

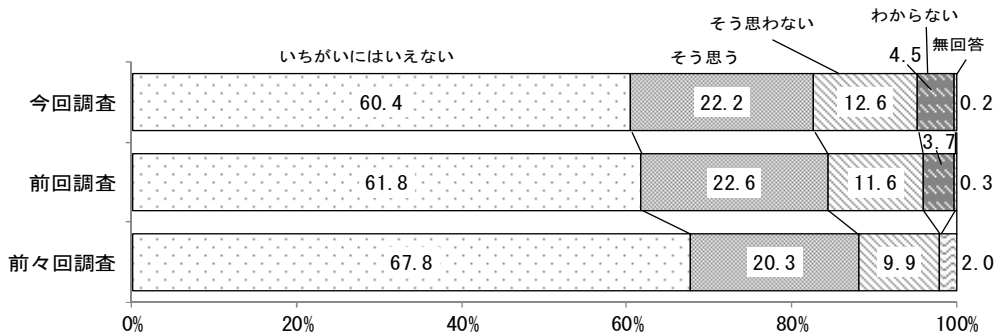
問 1-1 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。
あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。【いずれかに○印を】
 （基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります。）
 1. 知っている 2. 知らない

図 1-1 基本的人権の内容の周知（%）



問 1-1 副問 [問 1-1 で「1. 知っている」と答えた方にお尋ねします]
あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。【○は1つだけ】
 1. そう思う 2. いちがいいにはいけない 3. そう思わない 4. わからない

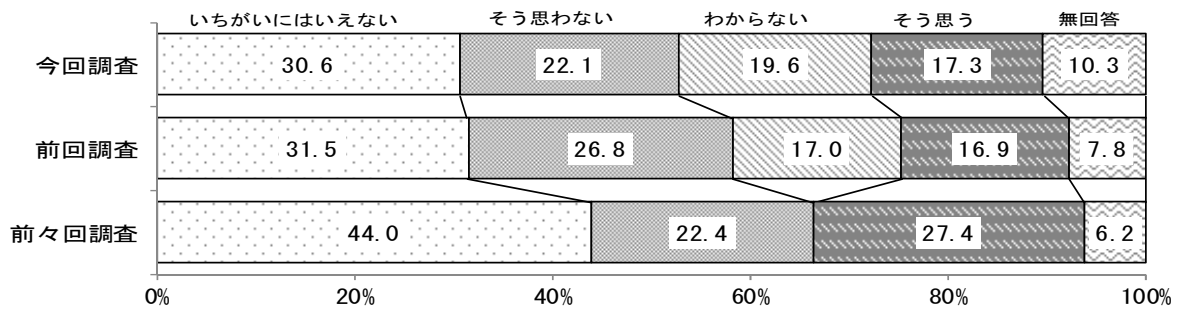
図 2 日本の基本的人権（%）



* 前々回調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

問1-2 あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。
 【〇は1つだけ】
 1. そう思う 2. いちがいにはいけない 3. そう思わない 4. わからない

図3 人権意識の変化（％）

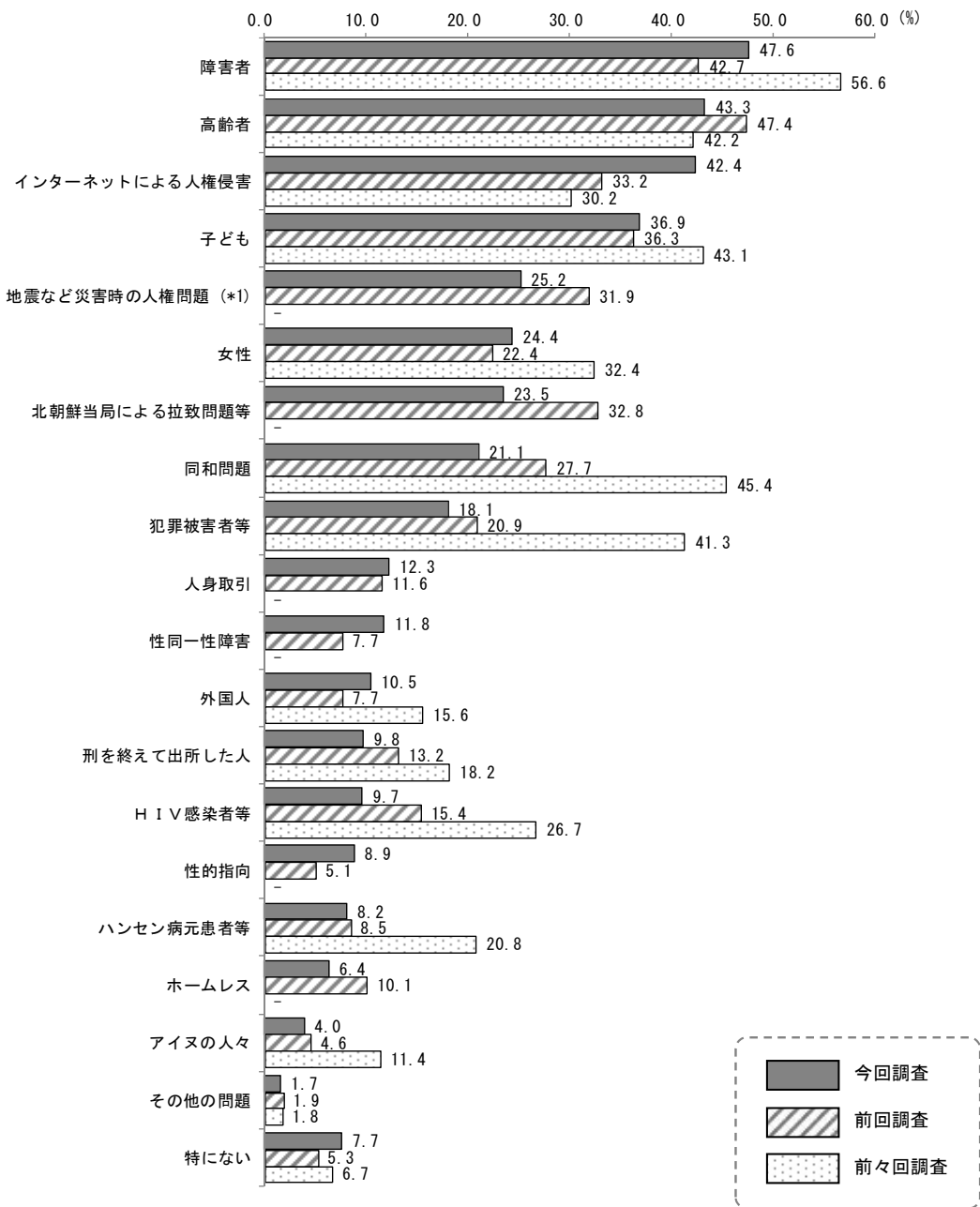


* 前々回調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

問1-3 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。
 【〇はいくつでも】

1. 同和問題	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者
5. 障害者	6. HIV感染者等	7. ハンセン病元患者等	8. 外国人
9. 犯罪被害者等	10. インターネットによる人権侵害	11. 地震など災害時の人権問題	12. アイヌの人々
13. 刑を終えて出所した人	14. 北朝鮮当局による拉致問題等	15. ホームレス	16. 性的指向
17. 性同一性障害	18. 人身取引	19. その他の問題	20. 特にない

図4 関心のある人権問題 [過去調査との比較]



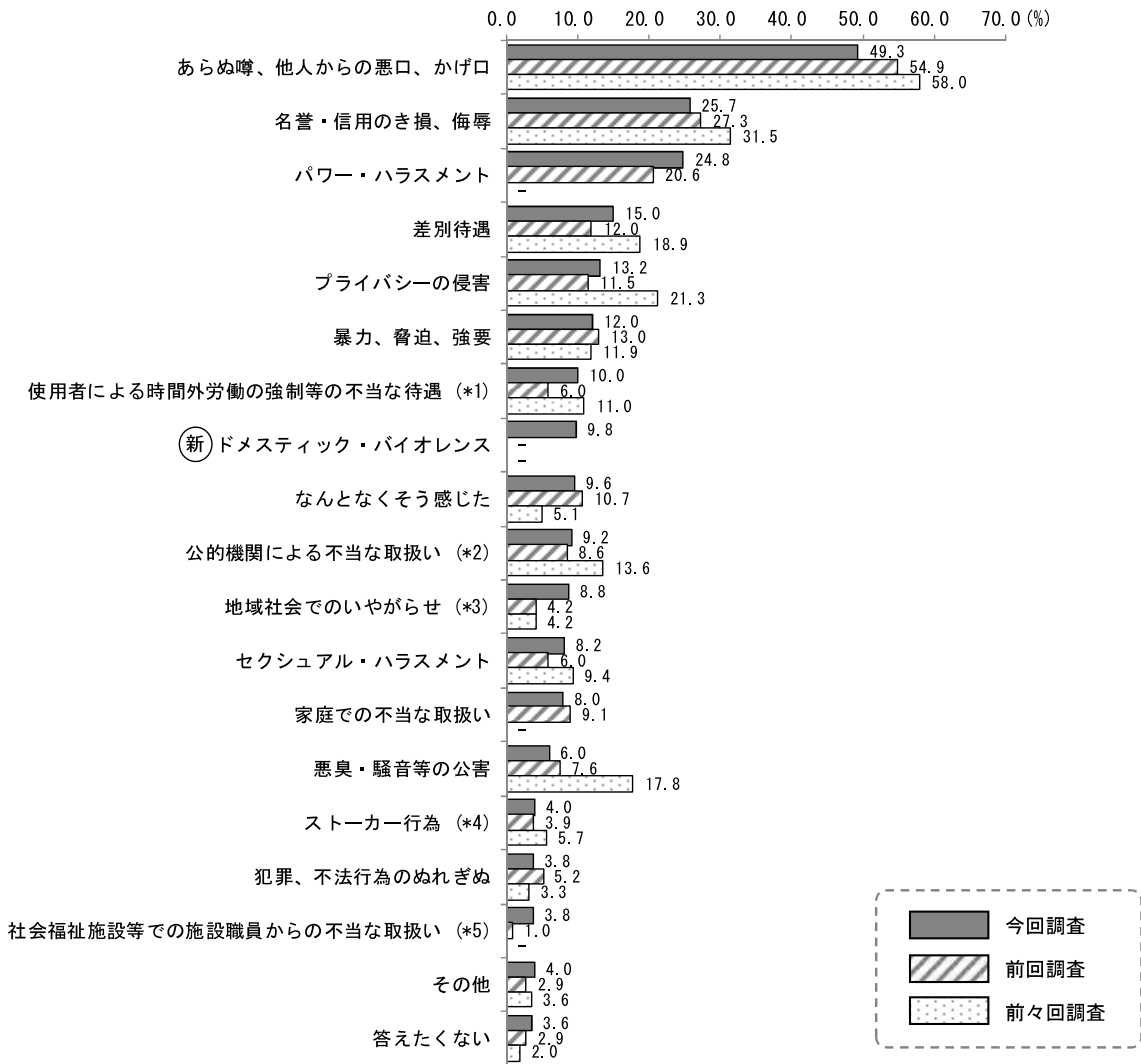
*1 「地震など災害時の人権問題」は、前回調査「震災における風評被害等による人権侵害」との比較。

問1-4副問1 [問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします]

それはどのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。【〇はいくつでも】

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域社会でのいやがらせ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント
12. パワー・ハラスメント
13. ドメスティック・バイオレンス（DV）
14. ストーカー行為
15. 家庭での不当な取扱い
16. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
17. その他
18. なんとなくそう感じた
19. 答えたくない

図6 人権が侵害されたと思った内容（%） [過去調査との比較]



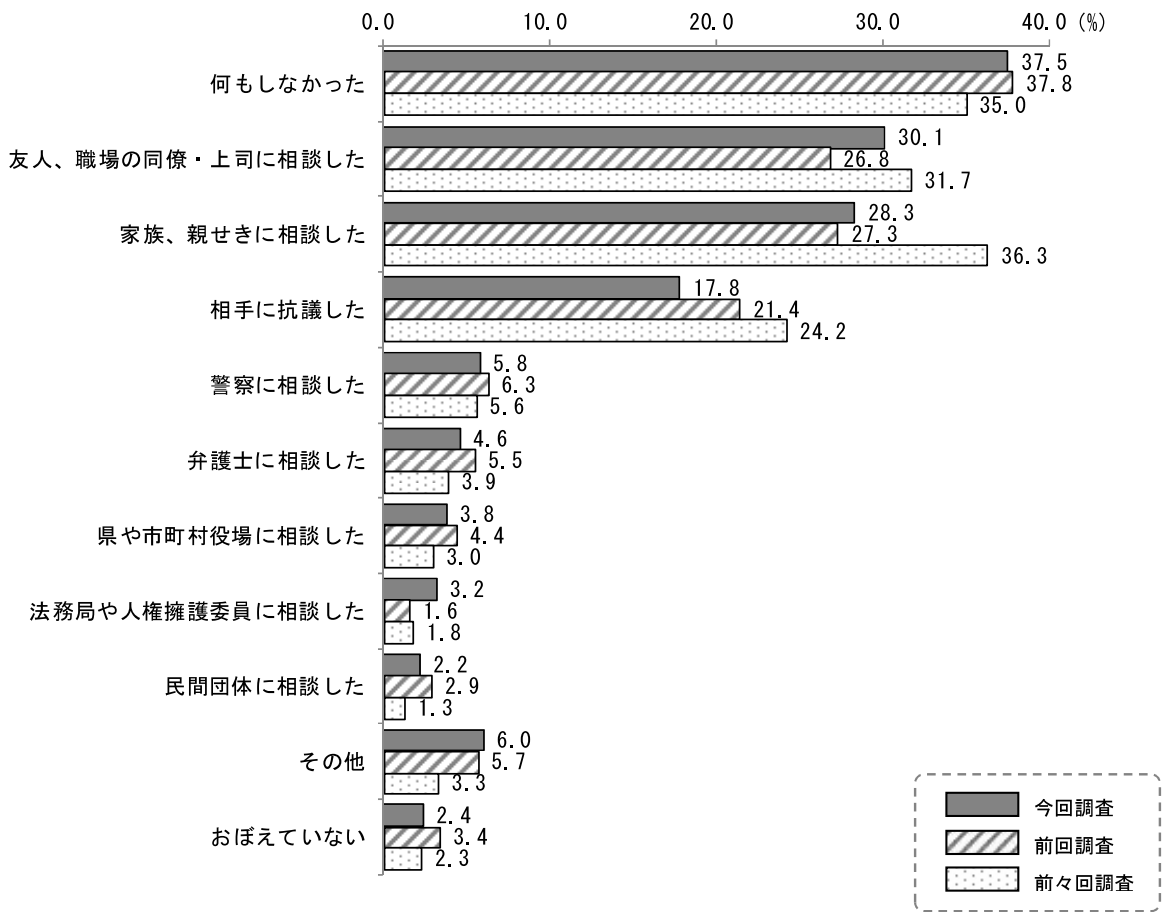
*1 「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」は、前回・前々回調査「使用者による労働強制等の不当な待遇」との比較。
 *2 「公的機関による不当な取扱い」は、前々回調査「警察官の不当な取扱い」との比較。
 *3 「地域社会でのいやがらせ」は、前回調査「地域などでの仲間はずれ」及び、前々回調査「村八分」との比較。
 *4 「ストーカー行為」は、前々回調査「特定の人に執拗につきまといられる」との比較。
 *5 「社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い」は、前回調査「社会福祉施設での不当な取扱い」との比較

問1-4副問2 [問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします]

その（侵害されたと思った）ときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。 【〇はいくつでも】

1. 友人、職場の同僚・上司に相談した	2. 家族、親せきに相談した
3. 弁護士に相談した	4. 警察に相談した
5. 法務局や人権擁護委員に相談した	6. 県や市町村役場に相談した
7. 民間団体に相談した	8. 相手に抗議した
9. 何もしなかった	10. その他
11. おぼえていない	

図7 人権が侵害されたと思ったときの対応（%） [過去の調査との比較]

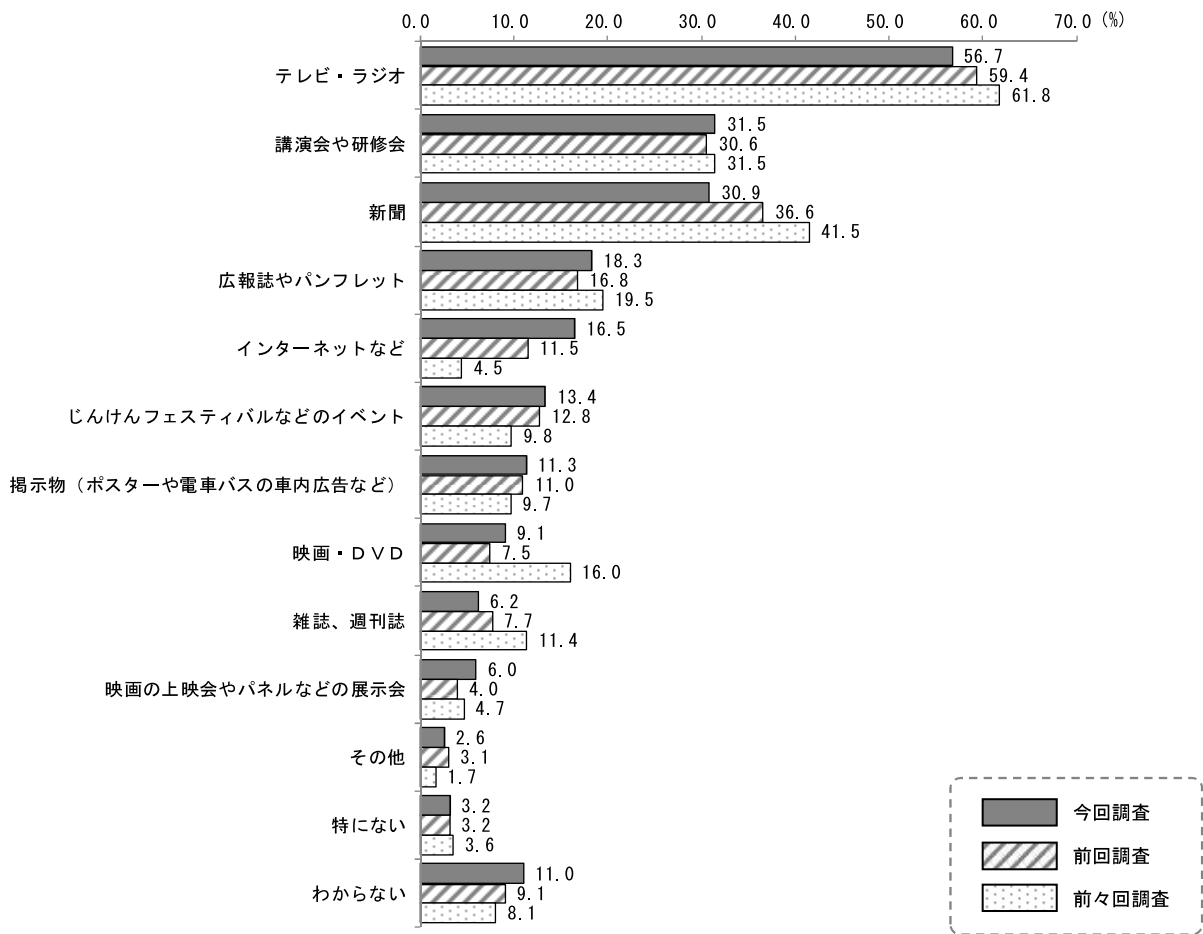


参考資料：「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋）

問 12-1 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。【〇は3つまで】

- 1. 講演会や研修会 2. 広報誌やパンフレット 3. テレビ・ラジオ
- 4. 映画・DVD 5. 新聞 6. 雑誌、週刊誌
- 7. 映画の上映会やパネルなどの展示会 8. 掲示物（ポスターや電車バスの車内広告など）
- 9. じんけんフェスティバルなどのイベント 10. インターネットなど
- 11. その他 12. 特にない 13. わからない

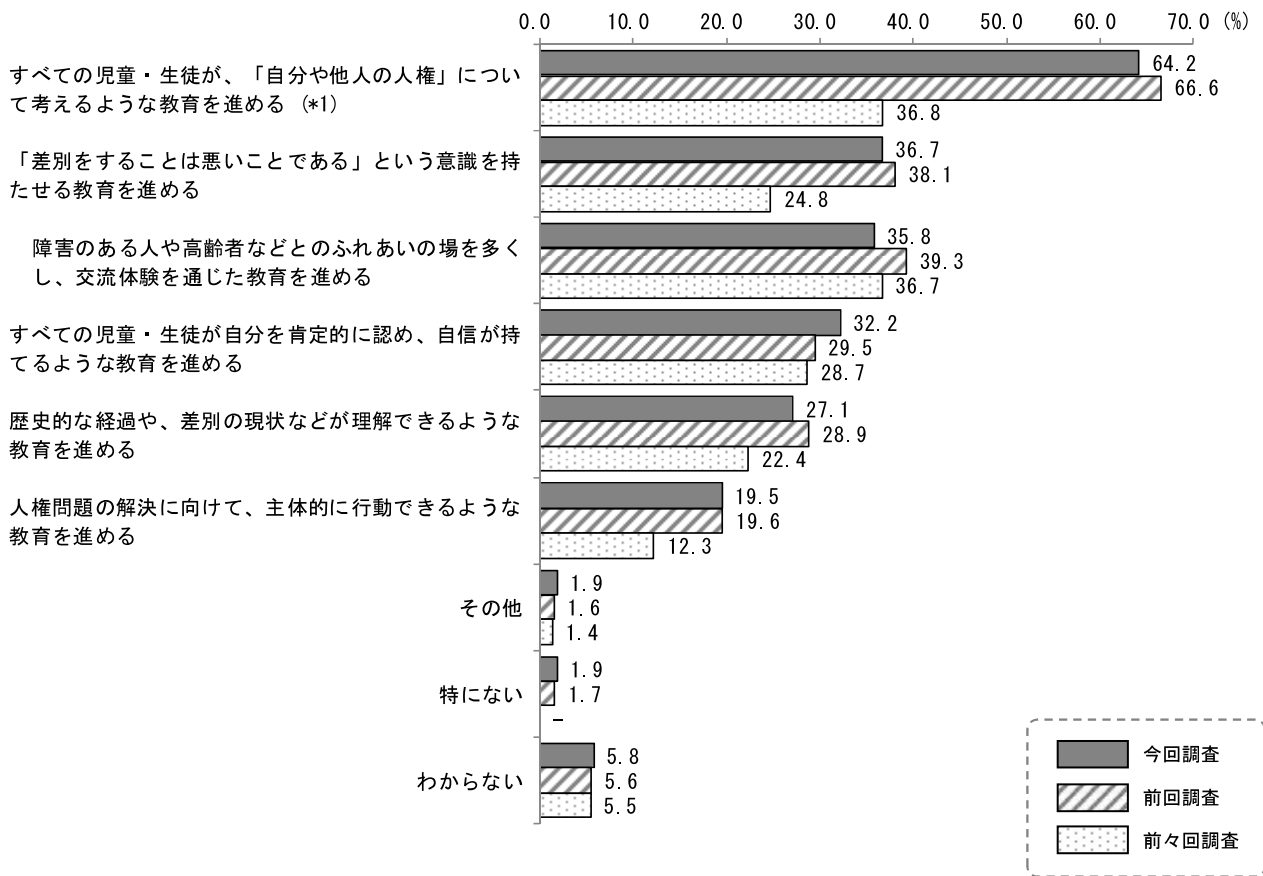
図 8 人権意識を高めるための啓発方法（％） [過去の調査との比較]



問 12-2 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。 【〇は3つまで】

1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他
8. 特にない
9. わからない

図9 人権を尊重する心や態度を育むための教育（%） [過去の調査との比較]



*1 「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」は、前々回調査「すべての児童・生徒が、『自分の人権』について考えるような教育を進める」との比較。

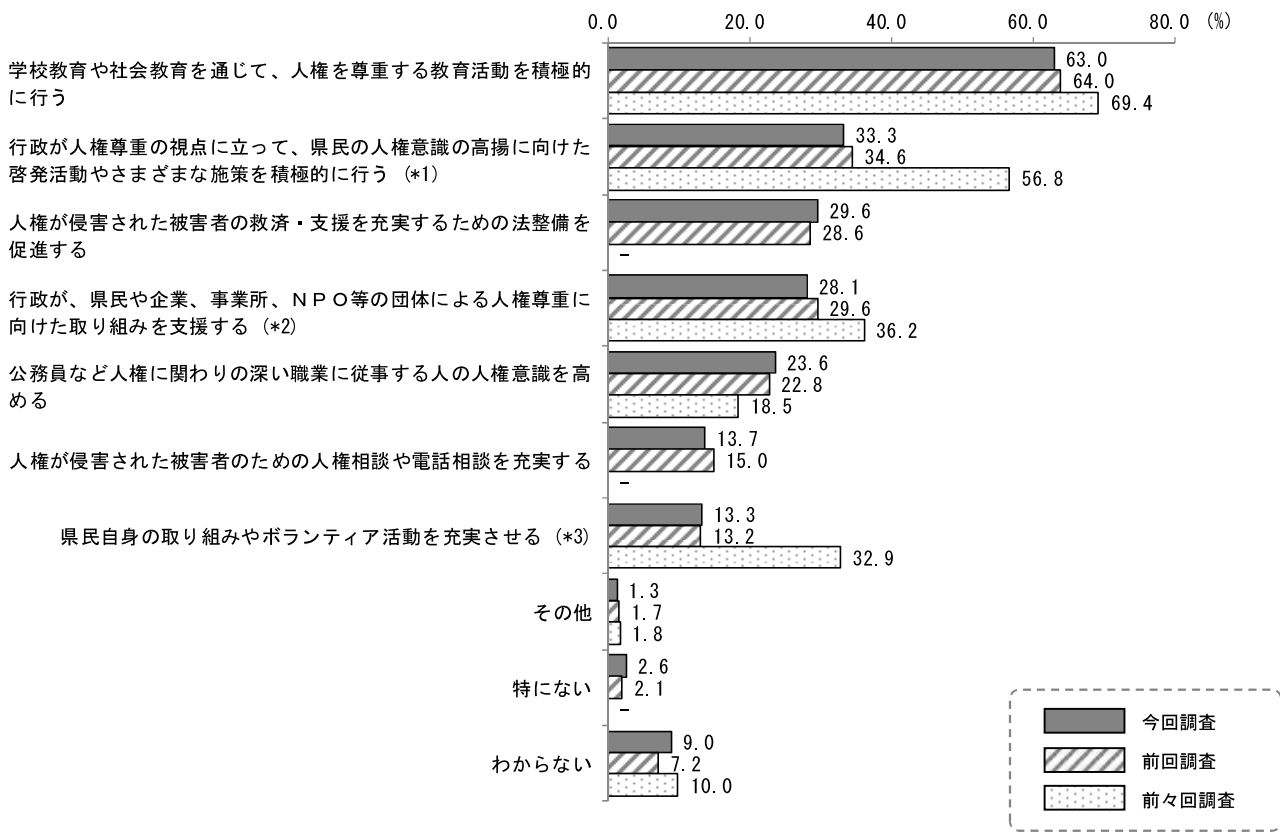
* 前々回調査の回答条件は【2つまで〇】。

参考資料：「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋）

問 12-3 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
2. 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
3. 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
5. 県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
8. その他（具体的に ）
9. 特にない
10. わからない

図 10 人権尊重の社会実現のために必要なこと（%） [過去の調査との比較]



*1 「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」は、前々回調査「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」を合計したものとの比較。

*2 「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」は、前々回調査「行政が、企業、事業所等における人権尊重に向けた取り組みを支援する」、「行政が、県民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」を合計したものとの比較。

*3 「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は、前々回調査「県民自らがボランティア活動などを通じて人権意識を高める」との比較。